



Title	日米関係（沖縄返還）31(「間接雇用」の法律構成   外務省外交史料館レファレンス番号：H250036)
Author(s)	-
Citation	平成25年度外交記録公開(1)No.1   公開日：平成25年10月30日   外務省外交史料館管理番号：2013-1000   CD・DVD番号：H25-001
Issue Date	
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43813">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43813</a>
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

「<sup>1</sup> 間接雇用」の法律構成

「間接雇用」の法律構成

45.2.20案

本 土 ( 現 行 制 度 )	沖 縄 ( 提 案 )
<p>I 米 国 政 府 と 日 本 政 府 と の 関 係</p> <p>1 M I O 従 業 員 ( 注 1 )</p> <p>地位協定第12条第4項</p> <p>現地の労務に対する合衆国軍隊……の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。</p> <p>基本労務契約 ( 1 9 5 7 年 1 0 月 1 日 )</p> <p>2 I H A 従 業 員 ( 注 4 )</p> <p>地位協定第12条第4項</p> <p>現地の労務に対する……第15条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。</p> <p>地位協定第15条第1項(a)</p> <p>合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ピーエック、食堂、社交クラブ、劇場、新聞、その他の歳出外資金による諸</p>	<p>I 米 軍 と 琉 球 政 府 と の 関 係</p> <p>1 第 1 種 従 業 員</p> <p>(1) 内容</p> <p>現地の労務に対する合衆国軍隊の需要は、日本政府の援助を得て琉球政府行政主席によつて充足される。</p> <p>(2) 形式</p> <p>地位協定及び基本労務契約に代えて、日米両国政府の合意(注2)に基づく琉球政府行政主席あての高等弁務官の指令(注3)で定める。</p> <p>2 第 2 種 従 業 員</p> <p>内容、形式とも1の場合に同じ。</p>

機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置することができる。

(下略)

諸機関業務契約 (1961年12月1日)

3 米軍人軍属による直接雇用 (注5)

「間接雇用」ではないので協定や法令は存しない。

II 日本政府と労働者との関係 (適用法規等)

地位協定第12条第5項

所得税、地方住民税及び社会保障のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除くほか、賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。

米軍地位協定合意議事録

第12条5 第12条5にいう「日本国の法令」とは、第12条6の規定に従うことを条件として、日本国の裁判所及び労働委員会の決定を含むことが了解される。

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律

3 第3種従業員

間接雇用に切り換える必要はない。

II 琉球政府と労働者との関係

米国民政府布令第116号 (琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係令) を廃止する。

→ どの代りか?

第 8 条 (駐留軍等労働者の身分)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき駐留するアメリカ合衆国軍隊、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第 15 条第 1 項 (a) に規定する諸機関、... のために労働に服する者で国が雇用するもの (以下「駐留軍等労働者」という。) は国家公務員でない。

2 駐留軍等労働者は、国家公務員法第 2 条第 6 項に規定する勤務者と解してはならない。

第 9 条 (駐留軍等労働者の勤務条件)

駐留軍等労働者の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものでなければならない。

2 駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件は、生計費並びに国家公務員及び民間事業の従事員における給与その他の勤務条件を考慮して、防衛施設庁長官が定める。

基本労働契約

諸機関労働協約

Ⅲ 米国政府 (軍隊) と労働者との関係

地位協定第 12 条第 5 項 (上掲)

地位協定第 3 条第 1 項

琉球政府立法院の立法により左と同様の趣旨を定める。

琉球政府立法院の立法により左と同様の趣旨を定める。

I 1 (1)(2)に同じ。

I 2に同じ。

Ⅲ 米軍と労働者との関係

日米両国政府の合意 (注 2) に基づき、四軍を拘束する法形式により地位協定第 12 条第 5 項 (基本労働

合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。(下略)

米軍地位協定合意議事録 (上掲)

基本労務契約

諸機関労務協約

米軍規則

Ⅷ 労働に関する紛争の処理

1 保安解雇

地位協定第12条第6項

合衆国軍隊又は、適当な場合には、第15条に定める機関により労働者が解雇され、かつ、雇用契約が終了していない旨の日本国の裁判所又は労働委員会の決定が最終的なものとなつた場合には、次の手続が適用される。

- (a) 日本国政府は、合衆国軍隊又は前記の機関に対し、裁判所又は労働委員会の決定を通報する。
- (b) 合衆国軍隊又は前記の機関が当該労働者を就労させることを希望しないときは、合衆国軍隊又は前記の機関は、日本国政府から裁判所又は労働委員会の決定について通報を受けた後7日以内に、その旨を日本国政府に通告しなければならず、暫定的にその労働者を就労させないことができる。

契約又は諸機関労務協約を含む。)と同様の趣旨を定める。  
地位協定第3条第1項に相当する規定は、米国が施政権を有している以上、特に定める必要はない。

Ⅷ 労働に関する紛争の処理

1 保安解雇

日米両国政府の合意(注2)に基づく琉球政府行政主席あての高等弁務官の指令(注3)により、地位協定第12条第6項と同様の趣旨を定める。

日米両国政府の合意(注2)に基づき、四軍を拘束する法形式により同様の趣旨を定める。

(0) 前記の通告が行なわれたときは、日本国政府及び合衆国軍隊又は前記の機関は、事件の実際的な解決方法を見出すため遅滞なく協議しなければならない。

(d) (c)の規定に基づく協議の開始の日から30日の期間内にそのような解決に到達しなかつたときは、当該労働者は、就労することができない。このような場合には、合衆国政府は、日本国政府に対し、両政府間で合意される期間の当該労働者の雇用の費用に等しい額を支払わなければならない。

米軍地位協定12条交換公文(1960年1月19日)

6d第2条の期間は前記の協定第12条6(b)に定める通告の後1年をこえないものとする。

米軍地位協定合意議事録

第12条6 第12条6の規定は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内の軍紀の維持の攪乱を含む安全上の理由による解雇の場合にのみ適用されることが了解される。

第12条7 第15条に定める諸機関は、当局間の相互の合意に基づき第12条6の手続に従うことが了解される。

基本労務契約第6条(労働争議に関する通知)

B側がすでに起つてゐる、又は起るおそれのある労働争議がこの契約の円滑な履行を遅らせるおそれのあることを知つた場合には、B側は、必ず、直ちにそれに関するすべての情報とともに、それをA側に通知するもの

合同委員会に代えて日米両政府の合意に基づき復帰準備委員会を充てるものとする。

とする。

第7条(紛争)この契約に別段の定めがある場合を除き、この契約の下に発生する紛争で、合意により解決されず、かつ、本条に定める手続に従って裁定を求める申請が行なわれるものは、すべて日米合同委員会が最終的に決定するものとする。(中略)日米合同委員会の裁定は、最終的、かつ、決定的なものとする。(中略)この契約に基づく紛争の最終的決定が行なわれるまでは、B側は、契約担当官の決定に基づきこの契約の履行に努めるものとする。(下略)

第8条(人事管理)(2)この契約に別段の定めがある場合を除き、人事措置に関する意見の不一致事案で定められた期間内に両当事者の地方代理者により解決されないものは、防衛施設庁長官と契約担当官に解決のため付託される。その事案が定められた期間内に合意により解決されない場合には、最終的決定を得るため日米合同委員会に付託することができる。(中略)

(3)日米合同委員会が、その人事措置について、定められた期間内に決定を下す場合には、この契約に別段の定めがある場合を除き、従業員の身分は、同委員会の最終決定があるまで変更されないものとする。日米合同委員会が定められた期間内に決定を下さない場合には、その期間の満了とともに、契約担当官の決定に従い、従業員の身分を変更する措置をとるものとする。

(下略)

地位協定第25条



この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する  
日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。

(中略)

- 3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

## 2 その他の紛争

### 基本労務契約 第20章(争訟に関する手続)

#### 1 解雇された従業員に関する争訟

- o A側が使用する施設及び区域内の軍紀の維持のかく乱を含む安全上の理由による解雇以外の解雇に関する決定

A側は、(1) B側が日本国の労働委員会又は裁判所の決定又は判決(仮処分又は緊急命令の決定を含む。)に従わなければならない場合には、解雇された従業員を復職させるものとし、かつ、(4) B側が日本国の労働委員会又は裁判所の決定又は判決(仮処分又は緊急命令の決定を含む。)に従つて当該従業員に支払うことを要求され、かつ、実際に支払う金額をB側に支払うものとする。(中略)

#### 2 解雇事案以外の場合におけるB側に対する金銭支払を求める事案を含む争訟

この契約に基づいてB側がとることを要する何らかの管理措置の結果、B側に対し提起された解雇事案以外的事案において日本国の労働委員会又は裁判所によつて従業員に有利な金銭上の決定又は判決のみがなされた場合には、A側

## 2 その他の紛争

日米両国政府の合意(注2)に基づく琉球政府行政主席あての高等弁務官の指令(注3)により左と同様の趣旨を定める。

日米両国政府の合意(注2)に基づき、琉球を拘束する法形式により同様の趣旨を定める。

はその決定又は判決の結果としてB側が支払うことを要求され、かつ、実際に支払い金額をB側に支払うものとする。

3 離職者対策

駐留軍関係離職者等臨時措置法

3 離職者対策

すでに立法済み。( 軍関係離職者等臨時措置法 )

(注1) Master Labour Contract の略。軍に雇用される者で約40,400人。

(注2) 日米両国政府で合意することとする理由は、復帰準備の一段階であるという考え方に基づく。復帰に際して円滑に地位協定に基づく間接雇用に移行できるようにあらかじめ日本政府の意思を反映させておく必要がある。

「日本政府の援助」は、地位協定第12条第4項の「援助」と異なり、人事交流、財政上の援助等をいう。

(注3) 琉球政府は、独立国の政府ではないので、米国政府との間に協定、契約、協約等を締結することができない。高等弁務官と琉球政府行政主席との関係は、一種の「機関委任」であり、厳密な意味では「間接雇用」といえないが、直接雇用を代行する機関が米国政府(軍隊)と労働者との間に介在するという意味において間接雇用の一種と称することができるであろう。

(注4) Indirect Hire Agreement の略。歳出外資金により諸機関に雇用されている者で、約1万人。

(注5) ハウスメイド、ハウスボーイなど約25,000人。